

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月10日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

社会福祉法人新庄市社会福祉協議会の平成29年度の財務に関する事務の執行について

2. 監査の期間

平成30年6月8日から平成30年6月27日まで

3. 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

市補助金対象事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。